

奈良県産廃棄物税条例の概要

項 目	概 要
課税の根拠 (第1条)	地方税法第4条第6項の規定（法定外目的税）により、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。
納税義務者 (第3条)	産業廃棄物税は ・事業者（中間処理業者を含む。）がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。 ・事業者（中間処理業者を含む。）がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合は、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。 （県内・県外は問わない）
課税標準 (第4条)	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率 (第5条)	1トンにつき1,000円
徴収の方法 (第6条)	特別徴収 ただし、納税義務者が自社処分場へ搬入する場合は申告納付
特別徴収義務者 (第7条)	特別徴収義務者は最終処分業者 特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税を徴収
申告納入 (第8条)	特別徴収義務者は、毎月月末までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税を申告納入
特別徴収義務者としての登録等 (第9条、附則第3項)	特別徴収義務者は ・産業廃棄物の埋立を業として開始しようとする日前5日までに、最終処分場ごとの特別徴収義務者として登録を申請 ・施行日において現に埋立処分を業として行っている最終処分業者は、この条例の施行の日から10日以内に登録を申請 ・届出内容に変更があった場合の届出 ・証票の交付、掲示等
徴収猶予 (第10条)	特別徴収義務者が納期限までに埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなかった場合、申請により2ヶ月を限度に徴収猶予することができる。 ただし、原則として担保の提供が必要。
徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 (第11条)	特別徴収義務者が ・排出業者の倒産等により、埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることが出来なくなった場合 ・天災等により徴収した産業廃棄物税を失った場合 において、申請により徴収不能額等の還付又は納入義務の免除
申告納付 (第12条)	事業者（中間処理業者を含む。）がその排出する産業廃棄物の埋立を自ら行う場合、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における産業廃棄物税を申告納付
納税者の届出 (第13条、附則第4項)	納税者（申告納付すべき納税義務者）は ・当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日前5日までに届出 ・施行日において現にいわゆる自社処分により産業廃棄物の埋立処分を行っている事業者（中間処理業者を含む。）は、この条例の施行の日から10日以内に届出 ・届出内容に変更が合った場合の届出
納税管理人の申告等 (第14条)	特別徴収義務者等は県内に住所等を有しない場合、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めて知事に申告（県内に住所等を有しない納税管理人の場合は知事の承認が必要）
帳簿の保存等の義務 (第15条)	特別徴収義務者等は、帳簿を備え、最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載するとともに、5年間保存しなければならない。
帳簿の電磁的記録による保存等 (第16条)	特別徴収義務者等は知事の承認を得て、電磁的記録をもって前条の帳簿に代えることができる。
用途 (第19条)	産業廃棄物税はその徴収に要する費用相当額を除き、産業廃棄物の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない。
罰則 (第21条)	特別徴収義務者としての登録等、証票の掲示等納税者の届出、納税管理人の申告、帳簿記載義務等に係る過料（3万円以下）
施行期日 (附則第1項)	規則で定める日から施行する。（平成15年規則第26号で平成16年4月1日から施行）
検討 (附則第6項)	平成25年度を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な場合にはこの条例の規定について再検討を行い、必要な措置を講ずる。

（参考）第2条定義、第17条賦課徴収、第18条端数計算、第20条その他